

公安委員会 決 裁 資 料	臨時適性検査等に係る専門医の指定について	令和7年4月10日 免 許 管 理 課
1 臨時適性検査等 (1) 臨時適性検査（道路交通法第102条第1項～第4項） 公安委員会は、免許更新時等に認知機能検査を受けた者でその結果、認知症のおそれがあると内閣府令で定める基準に該当する場合や免許試験に合格した者又は免許を受けた者が一定の病気等にかかっていると判明したときは、臨時適性検査を行うことができる。 (2) 適性検査受検命令（道路交通法第90条第8項、第103条第6項） 公安委員会は、一定の病気等を理由に運転免許証の拒否・保留（停止）する場合において、当該処分の際にその者に対し、指定する期日・場所において適性検査を受けることを命ずることができる。 2 臨時適性検査等に対応する医師（道路交通法施行規則第29条の3第2項） 一定の病気等に係る臨時適性検査等に対応する医師については、「専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師」と規定されている。 3 専門医の指定理由 平成29年3月12日に施行された改正道路交通法により、高齢運転者対策として、臨時適性検査や医師の診断書提出命令に関する新たな規定が整備され、その対象となる高齢運転者の増加が予想されたことから、あらかじめ専門医を指定し、円滑な対応を図ることとした。 4 指定の内容 (1) 指定条件 ○ 基準に規定されている専門医であること。 ○ 指定にあつては、医師本人の同意を得た上で公安委員会へ上申し、指定書を当該医師へ交付すること。 (2) 指定期間 指定期間は3年間(再指定可)とする。 5 指定する医師 今回、新たに指定する医師は、15病院21人である。（別添一覧表のとおり）		